

浜松市にお住まいの獣医師のみなさまへ

獣医師法第22条の届出をお忘れなく！
～令和2年度は届出が必要です～

- ◎ 獣医師には、**獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。**
- ◎ **令和2年12月31日現在の状況**を届出様式に記入の上、**令和3年1月1日から1月31日までに下記提出先に提出してください。**
- ◆ 獣医事への従事の有無にかかわらず、すべての獣医師が対象です。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況を的確に把握するために利用されています。

※届出様式や記載方法は以下に掲載
農林水産省HP

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

勤務地でなく住所地ですので、ご注意ください。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。

詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

提出先

浜松市 産業部 農業振興課 生産環境グループあて

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 (市役所本庁舎6階)

問合せ先 TEL:053-457-2332